

障がいに関するシンボルマーク


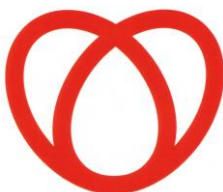
シンボルマークについては、各団体が著作権を持っている場合があります。

使用に当たっては、各団体等にご確認ください。

シンボルマーク	内容
<p data-bbox="272 443 432 472">ヘルプマーク</p> 	<p data-bbox="564 443 1445 524">外見からは分からなくても、配慮や支援を必要としている方々が周囲の方に知らせるために作られたマークです。</p> <p data-bbox="564 546 1445 627">このマークを利用して困っている様子の方を見かけた場合には、声をかけたり、電車やバス等では席を譲るなどのご配慮をお願いいたします。</p> <p data-bbox="592 649 1445 730">(例)聴覚障がい者、高次脳機能障がい者、義足や人工関節を使用している方、内部障がい・難病の方、妊娠初期の方など</p> <p data-bbox="564 752 1445 954">※足利市では、必要な支援や連絡先などの情報を書き込んで携帯することができるヘルプカードを作成しています。ヘルプカードは災害や緊急時に手助けをお願いしやすくするためのものですので、ヘルプマークと合わせてご活用ください。</p> <p data-bbox="592 976 1031 1008">【お問合せ先】 市役所障がい福祉課</p> <p data-bbox="788 1030 1299 1061">TEL:0284-20-2169 FAX:0284-21-5404</p> <p data-bbox="767 1084 1137 1115">栃木県保健福祉部障害福祉課</p> <p data-bbox="788 1137 1299 1169">TEL:028-623-3053 FAX:028-623-3052</p>
<p data-bbox="165 1205 539 1285">おもいやり駐車スペース利用証 (障害者・難病患者等用)</p> 	<p data-bbox="564 1205 1445 1285">栃木県では、障がい者用駐車場の適正利用を図るため、歩行が困難と認められる方に「おもいやり駐車スペース利用証」を交付しています。</p> <p data-bbox="564 1308 1445 1388">利用証を表示した自動車は、協力施設の「おもいやり駐車スペース」を利用することができます。</p> <ul data-bbox="592 1411 1366 1715" style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳のうち県で指定した区分及び等級に該当する方 ・療育手帳のうち障害の程度が「A」の方 ・精神障害者保健福祉手帳のうち等級が「1級」の方 ・介護保険認定のうち要介護状態区分が「要介護1」以上の方 ・特定医療費(指定難病)受給の方、小児慢性特定疾病医療費受給の方、一般特定疾患医療受給の方 <p data-bbox="564 1738 1430 1818">※原則妊娠7ヶ月から産後1年間の妊産婦の方を対象とした(妊産婦用)もあります。(妊産婦用)は、マークの色はオレンジで、有効期限が表示されます。</p> <p data-bbox="592 1841 1031 1872">【お問合せ先】 市役所障がい福祉課</p> <p data-bbox="788 1895 1299 1926">TEL:0284-20-2169 FAX:0284-21-5404</p> <p data-bbox="767 1948 1137 1980">栃木県保健福祉部保険福祉課</p> <p data-bbox="788 2002 1299 2033">TEL:028-623-3103 FAX:028-623-3131</p>

<p>身体障がい者標識</p> 	<p>肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示する標識です。</p> <p>このマークの表示については、努力義務となっています。</p> <p>危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に対して「幅寄せ」や「割り込み」をすると道路交通法違反になります。</p> <p>【お問合せ先】 各警察署交通課</p>
<p>聴覚障がい者標識</p> 	<p>聴覚障がいであることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示する標識です。</p> <p>このマークの表示については、義務となっています。表示しない場合、違反となります。</p> <p>危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に対して「幅寄せ」や「割り込み」をすると道路交通法違反になります。</p> <p>【お問合せ先】 各警察署交通課</p>
<p>耳マーク</p> 	<p>聞こえが不自由なことを表す、国内で使用されているマークです。</p> <p>聴覚障がい者は見た目には分からないために誤解されたり、不利益をこうむったり、社会生活上で不安が少なくありません。</p> <p>このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない」ことを理解し、コミュニケーションの方法への配慮についてご協力をお願いいたします。</p> <p>【お問合せ先】 一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 TEL:03-3225-5600 FAX:03-3354-0046</p>
<p>障がい者のための 国際シンボルマーク</p> 	<p>障がいをもつ人々が利用できる建築物や施設であることを示す世界共通のシンボルマークです。</p> <p>個人の車に表示することは、本来の主旨とは異なります。</p> <p>車いすの利用者を限定し使用されるものではなく、すべての障がいのある人を対象としたものです。</p> <p>駐車禁止を免れる、または障害者専用駐車場が優先的に利用できるなどの証明にはなりません。</p> <p>【お問合せ先】 公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会 TEL:03-5273-0601 FAX:03-5273-1523</p>

<p>視覚障がい者のための 国際シンボルマーク</p>	<p>視覚障がいを表す世界共通の国際シンボルマークです。 信号機や音声案内装置など視覚障がい者の安全に考慮した設備や、書籍・印刷物などに使用されています。 このマークを見かけた際には、視覚障がいの方へのご理解とご協力をお願いいたします。 【お問合せ先】 社会福祉法人日本盲人福祉委員会 TEL:03-5291-7885 FAX:03-5291-7886</p>
	<p>身体障がい者補助犬同伴の啓発のためのマークです。 身体障がい者補助犬は、ペットではありません。「身体障害者補助犬法」に基づいて認定された犬で、目や耳や手足が不自由な人の体の一部となって働いている盲導犬・介助犬・聴導犬のことを言います。 ※このマークがある場所だけが受け入れ可能ということではありません。 【お問合せ先】 厚生労働省社会援護局 障害保健福祉部自立支援振興室 TEL:03-3595-2097 FAX:03-3503-1237</p>
<p>ほじょ犬マーク</p> 	<p>オストメイト(人工肛門・人工膀胱を使用している方)のための設備があることを表しています。 オストメイト対応トイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。 【お問合せ先】 公益社団法人日本オストミー協会 TEL:03-5670-7681 FAX:03-5670-7682</p>
<p>オストメイトマーク</p> 	<p>身体内部を意味する「ハートマーク」に思いやりの心を「プラス」したものです。 内部障がい・内臓疾患は外見から分かりにくいいためこのマークが生まれました。 このマークを見かけた場合には、内部障がいへのご理解、ご協力をお願いいたします。 ※内部障がい…心臓、呼吸機能、じん臓、ぼうこう・直腸、小腸、免疫機能等の障がい 内臓疾患…難病、その他内臓機能疾患 【お問合せ先】 特定非営利活動法人ハート・プラスの会 TEL/FAX:052-718-1581</p>
<p>ハート・プラスマーク</p> 	

<p>ハートフルマーク</p> 	<p>公益社団法人全国重度障害者雇用事業所協会では、障がい者雇用に前向きな企業にハートフルマークを交付しています。</p> <p>障がい者にやさしい企業であることを一般に訴えることにより、その製品、商品等の購買力を高めるとともに障がい者の雇用の安定に資するものです。</p> <p>【お問合せ先】 公益社団法人全国重度障害者雇用事業所協会 TEL:03-6280-3627 FAX:03-6280-3628</p>
<p>バリアフリー法シンボルマーク</p> 	<p>人にやさしいハートのある建築物をつくろうというバリアフリー法の認定を受けた建築物であることを表すシンボルマークです。建築物の入口等に表示されています。</p> <p>お年寄りや車いすを利用する方、目の不自由な方、耳の不自由な方等が利用しやすい建築物となっています。</p> <p>【お問合せ先】 公益財団法人建築技術教育普及センター気付 人にやさしい建築・住宅推進協議会事務局 TEL:03-6261-3310 FAX:03-6261-3321</p>

足利市健康福祉部障がい福祉課

〒326-0861 足利市本城三丁目2145番地

TEL (直通) 0284-20-2169

FAX 0284-21-5404